記者発表資料

平成２６年　９月３０日
酒田河川国道事務所

河川敷に悪質な不法投棄（家庭用ゴミ）を発見!!

９月２６日（金）午前９時頃、東田川郡庄内町槇島地内の最上川左岸河川敷に、プラスチック製バケツ・ビニール製シート・網・まな板等の家庭用ゴミが不法投棄されているのを付近を通りかかった漁協職員が発見・通報があり、職員が確認のうえ庄内警察署へ通報し、警察署による現場検証を行いました。

不法投棄は、「河川法」「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も河川巡視等により発見した悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおり

①発見日時　　平成２６年９月２６日（金曜日）午前９時頃
（付近を通りかかった漁協職員が発見・通報）

②発見場所　　東田川郡庄内町槇島地内（河川敷内の藪）

③投棄状況　　プラスチック製バケツ・ビニール製シート・網・まな板等の家庭用ゴミ

●罰則については、以下のとおりです。

・河川法では、３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、５年以下の懲役または１千万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）処せられる場合があります。

〈発表記者会〉　酒田記者クラブ、鶴岡記者会、エフエム山形、株式会社コミュニティー新聞社

問い合わせ先

酒田河川国道事務所　電話０２３４－２７－３３３１（代表）
副所長（河川担当）　森　禎一（もり ていいち）
河川管理課長　　細川　和彦（ほそかわ かずひこ）

位置図・不法投棄状況







